

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

1 被災施設の復旧等

- (1) 市及び関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 市及び関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

2 公共施設の復旧

(1) 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより将来的な災害に備える。

(2) 早期復旧の確保

① 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

② 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

(3) 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症予防法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑨ 下水道法
- ⑩ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- ⑪ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

3 激甚災害の早期指定の確保

市長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう知事に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

第2節 災害復旧事業に伴う必要な金融及びその他の資金計画

1 中小企業者に対する低利融資等の実施

市は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付等の制度について周知するものとする。

(1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）（平成27年4月現在）

貸付機関	県（商政課）ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であって、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けたことについて事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者 3 災害救助法の指定を受けた災害により被害を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として藤岡市長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	5,000万円以内（うち運転資金3,000万円以内）
貸付条件	利率…年1.9%以内（責任共有制度対象外）、年1.95%以内（責任共有制度対象） 償還期間…設備資金10年以内 運転資金7年以内

(2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）（平成27年4月現在）

貸付機関	県（商政課）
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業者が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合…90% 利率…無利子 償還期間…20年以内

(3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇（平成27年4月現在）

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
貸付限度	〈直貸〉災害 1.5億円（別枠） 〈代理貸〉災害7,500万円 （直貸の範囲内で別枠）	〈直貸〉災害 3,000万円 （各融資制度の限度に上乘せ）	〈直貸〉融資限度額の定めなし 〈代理貸〉一般 1億円
利率	基準利率 災害規模により軽減措置あり	基準金利 災害規模により軽減措置あり	所定利率
償還期間	〈運転資金〉10年以内 〈設備資金〉10年以内	各融資制度の返済期間以内	〈運転資金〉10年以内 〈設備資金〉20年以内

2 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(1) 助成措置

(平成27年4月現在)

根拠法令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助成機関	県（技術支援課）及び市町村
助成要件	<p>次にいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール（隆ひょう、竜巻又は突風（以下「局地的災害」という。）局地的災害の場合は5ヘクタール）以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額がおおむね5,000万円（局地的災害の場合は2,500万円）を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸（局地的災害の場合は10戸）以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸（局地的災害の場合は5戸）以上となった場合 5 農漁業施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸（局地的災害の場合は5戸）以上となった場合 6 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 7 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの
助成対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 樹草勢の回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病虫害防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

(2) 経営資金

(平成27年4月現在)

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）及び市町村
貸付対象者	<p>次にいずれかに該当する農漁業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物（5アール以上の栽培面積を有する場合に限る）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸付金額	市町村長が認定する損失額の55%又は500万円のいずれか低い額の範囲内（知事の定める法人は2,500万円以内）
貸付条件	<p>利 率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内（特別被害農業者の場合） 償還期間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保</p>

(3) 事業資金

(平成27年4月現在)

融資機関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸付金額	2,500万円以内
貸付条件	利 率…年5.5%以内 償還期間…3年以内 保 証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

(4) 農漁業用資金

(平成27年4月現在)

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村
貸付対象者	農漁業施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は1,800万円(農業近代化資金の貸付を受ける場合、共同利用施設にあつては5,000万円)若しくは1,000万円(近代化貸付資金を受けない場合、共同利用施設にあつては2,000万円)以内
貸付条件	利 率…年4.5%以内 償還期間…15年以内(農業近代化資金の貸付を受ける場合)又は10年以内(農業近代化資金を受けない場合) 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

(5) (株)日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

(平成27年4月現在)

区分	資金種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	うち据置期間	
農業関係	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業者、土地改良区、農協等	0.30% ～ 0.80%	25年以内	10年以内	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金	農業者等	0.30% ～ 0.35%	10年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧 〈主務大臣指定施設・災害復旧施設〉 農舎、畜舎、堆肥舎、排水施設等	農協、土地改良区、農業共済組合等 農業者等	0.30% ～ 0.80% 0.30% ～ 0.65%	20年以内 15年以内	3年以内 3年以内	
林業関係	林業基盤整備	造林資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.35% ～ 0.70%	15年以内	5年以内
		林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.35% ～ 0.70%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 木炭倉庫その他の林業用共同施設の復旧 〈主務大臣指定施設〉 林業用施設等の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合 林業を営む者	0.35% ～ 0.70% 0.35% ～ 0.70%	20年以内 15年以内	3年以内 3年以内	
金	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	林業経営改善計画の認定を受けた者	0.35% ～ 0.45%	10年以内	3年以内	

3 地場産業・商店街への配慮等

市は、地場産業、商店街への復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

4 支援措置の広報等

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第3節 その他の保護計画

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずるものとする。

- 1 被災者に対する職業のあっせん
被災により転職を希望する者に対する職業のあっせんは、公共職業安定所が実施する。
- 2 ボランティア活動による長期的支援
災害復旧及び民生安定が長期にわたる場合、県及び市は、被災者の自立生活支援するための長期的なボランティア活動の支援、推進を図るものとする。
- 3 市民生活相談等の実施
 - (1) 市は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等、被災者等の生活相談に応じるため、相談窓口を設置するなど市民生活相談を行うものとする。
 - (2) 在住外国人に対する相談窓口の設置
市は、県市町村国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の移住状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する相談を行うものとする。
なお、必要であると認めた場合には、外国語のできるボランティアを避難所に設置するなど、在日外国人の避難所生活を支援するものとする。
- 4 罹災証明書の交付
罹災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、防災班は、住民から申請があった場合、遅滞なく別記様式例による、罹災証明書を発行する。
証明の範囲は、災害対策災対法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。
 - (1) 住家に対する被害
ア. 全壊 イ. 大規模半壊 ウ. 半壊 エ. 一部損壊 オ. 床上浸水 カ. 床下浸水
 - (2) 非住家に対する被害
 - (3) その他物的被害

●資料8 罹災証明書（199ページ）
- 5 被災者台帳の作成
市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

●様式17 被災者台帳（239ページ）